

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年2月21日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	藤 井 俊 郎	（千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官	伊 藤 大 介	（千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官	園 俊次郎	（千葉地方裁判所刑事第4部判事補）
検察官	古 井 延 武	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	立 花 朋	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	野 原 郭 利	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	2 番	女
裁判員経験者	3 番	女
裁判員経験者	4 番	男
裁判員経験者	5 番	女
裁判員経験者	6 番	女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます刑事4部の裁判官の藤井と申します。
よろしく願いいたします。

本日の意見交換会には、私以外にも検察官、弁護士そして裁判官にも出席いただ
いていますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

検察官からお願いしてよろしいでしょうか。

【古井検察官】

検察官の古井と申します。日々、立証について工夫をしているつもりでございま
すが、今日は皆様方から忌憚のない御意見を伺えるかと思っております。今日はよ
ろしく願いいたします。

【立花弁護士】

弁護士の立花と申します。本日、皆さんの御意見を聞かせていただいて、私自身
の今後の業務、あるいは千葉県弁護士会全体に対して還元できればと思っておいま
す。よろしく願いします。

【野原弁護士】

同じく弁護士の野原と申します。本日はよろしく願いいたします。

【伊藤裁判官】

刑事4部の裁判官の伊藤と申します。ちょっと今日は大きな会議室で私も緊張し
ているんですけども、評議室のときのように自由に意見を言っていただければと思
いますので、よろしく願いいたします。

【園裁判官】

同じく刑事4部の裁判官の園といいます。私が裁判官になって間もない時期に事
件の担当をしていただいた方も今日来てくださっております、とても懐かしく思
います。その当時は、裁判官として裁判を分かりやすくリードすることがとてもで

きなかったところで、今もまだ、毎度毎度難しいなと思って裁判に臨んでいますが、今日は是非皆さんの率直な御意見をお聞きして、今後に生かしたいと思imasuので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

裁判所ではよりよい裁判員裁判の実現を目指しまして、定期的に裁判員、あるいは補充裁判員経験者の方にお集まりいただき、いろいろな御提言をいただいているところでもありますので、よろしくお願いいたいと思imasu。

それでは、まず最初に別紙第2の1記載のとおり、裁判員を務められた全体的な感想をお聞かせいただければと思imasu。

それでは2番の方からお願いいしてよろしいでしょうか。

【2番】

最初は心理的な部分がきつくて大変な思いもしましたけれども、全体的に務めた感想を一言で言うと、やってよかったです。今までは被害者、加害者になることはないなという感じで生きてきましたが、この経験を通して、自分がそういう立場になり得ることを身近に感じられたからです。また、日々の生活の中で、例えばニュースを見て、家族でその事件について考えたりですとか、近くの友達とかともそういう話をするようになりました。

子供にもこのような経験を通して、いろいろなことを話すことになりましたが、子供もそのことを真摯に受けとめてくれて、社会に貢献するような進路を選んでくれました。

私からまた子供へ、子供からまた次の方へと通して、こういう経験を通して、少しでも社会全体がよくなるようになってくれたらなと思imasu。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私が担当した事件は、評議の期間が長く、日々、頭を悩ませて、家に帰っても、家事をしながらですとか、いろいろ頭の中で考えながら裁判の期間を過ごしました。

裁判員の皆様とは評議のときも自由に意見を述べて、お互いにこの裁判を経験してよかったねという意見が多く聞かれましたし、私自身も、本当に一言で言うといい経験をさせていただいたなと思います。

やはり裁判って、全然自分とはかけ離れたところにあるものだと思って過ごしていたんですけども、こういう経験をすることによって、やっぱり新聞ですとかテレビのニュースで裁判員裁判と聞くと、すごく身近に感じるようになりました。

【司会者】

ありがとうございました。

4番の方、お願いいたします。

【4番】

私が参加させていただいた事件は、1週間程度で終わりました。結構、裁判員をやるのは本人には負担がかかるなということがあって、出席できるサラリーマンってあまりいないのかなと思って、そういう意味では、私は大変いい経験をさせていただきました。担当した事件が交通事故だったので、自分が被害者にも加害者にもなる可能性がありますので、家族とか友人なんかには、どっちにもならないようにしたいなというような話はしています。

【司会者】

どうもありがとうございました。

5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

【5番】

私が担当したのは覚せい剤の事件だったんですけども、正直、重い事件じゃなくてほっとしたのですが、やはり裁判の評議を進めていく中で、一つの事件を丁寧に丁寧に皆さんでやっていったら、事件にそういう重いつか軽いつか、そんなことはないんだなと思いました。職場や家族に、どうだったかと聞かれたんですけど、

大変なこともありましたし、考えることもいっぱいありましたが、すごくやってよかったと話しています。

この経験をしたからこそ、以前よりも新聞やニュースなどで裁判というものに興味を持つようになりましてし、細かく見るようになりました。特に裁判員裁判に関して、すごく興味を持てたということは、私にとってはよかったと思います。

いい経験をさせていただいて、ありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、6番の方、お願いしてもよろしいでしょうか。

【6番】

私も、覚せい剤取締法違反と関税法違反の事件に参加させていただきました。

率直な感想としては、貴重な経験ができてよかったなと思っています。裁判員に選ばれる前は、どちらかというとあまりやりたくないというのが正直な意見で、どうしても殺人事件とか、女性暴行の事件という、ちょっと目を背けたくなるような事件に携わるというイメージが強かったので、怖いなというふうに思いました。今回、実際に裁判員として裁判官の方々や裁判員の方々と一緒に考えて、話し合っていくうちに、社会問題であったり、普段の生活ではなかなか考えないことまでもしっかり考えるという経験ができたので、すごくためになったなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

さて、それでは別紙第2の2（1）記載のテーマに入らせていただきたいと思います。ですが、まず、冒頭陳述というところについてお話ししたいと思います。

冒頭陳述というのは、もう皆さん御経験済みのことかと思いますが、最初に検察官が起訴状を朗読した後、具体的な事件の中身のあらましを検察官側から提示し、また弁護人側からもストーリーを提示するというものです。

事件の全体像、あらましを知るという手続になるわけですが、まずここについて

分かりやすかったかどうかという点について絞ってお聞きしたいと思います。

2番の方の事件では、この冒頭陳述については何か印象に残られた点などございましたらお聞かせいただきたいと思います。

【2番】

検察官が女性の方で、はっきりとした口調で、専門的な言葉を使っていなかったもので、一般人の私にもとても分かりやすかったんですけども、緊張していたので、どんな内容かあまり記憶がないというのが正直なところですよ。

【司会者】

この冒頭陳述というものは、何で説明を受けるんだろうとか、そこはよく理解できなくても、導入部分としてはあまり抵抗はなかったでしょうか。それとも、何でこんなこと聞かなきゃいけないんだろうかという、そういう疑問というのはなかったでしょうか。

【2番】

何で聞かなきゃいけないのかという疑問はなかったんですけども、当時はそういう精神状態にはなかったですよ。

でも、その後に、なぜここで冒頭陳述が行われたかというのは、日を追うごとに分かってきました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、3番の方の事件ですが、冒頭陳述について何か御指摘いただけることがあればお聞かせください。

【3番】

私も最初はすごく緊張してましたし、どんな被告人なんだろうとか、すごく怖かったですね。ただ、検察官の方ですとか、弁護人の方のお話は、そう難しいとか感じることはなく、耳にはずっと入ってきました。

【司会者】

ありがとうございます。

最初に、皆さんをお迎えする裁判所としても、皆さんが当然初めての御経験で緊張されているということを踏まえた上で、これからこんな手続を進めていきますという御説明があったのではないかと思うのですが、裁判所としては最初どんな説明をこの冒頭陳述についてはしていますか。

【伊藤裁判官】

冒頭陳述は、証拠調べの最初に行われるものですので、事件のポイントがどこかということをもとに把握できるかどうか、それが冒頭陳述で最も重要なところかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。4番の方、冒頭陳述についてはいかがだったでしょうか。事件でどういうところがポイントになるのか、これから証拠調べを聞くに当たってどんなことがポイントになるのかというようなことを知るために冒頭陳述を聞くんだという、そういうことは何となく御理解いただいていたでしょうか。

【4番】

最初に、裁判官の方から、法廷で語られたこととか、示された証拠に基づいて判断するので、新聞報道とか、そういった法廷外の雑音に惑わされないようにみたいな説明はありました。冒頭陳述のところは前もって裁判官から説明を受けて、理解できていたので、きちんと対応できたかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方、6番の方が担当された事件は覚せい剤という認識があったかどうか争点だったかと思います。その点について、検察官の方はこういうところがあるので覚せい剤の認識があったと考えられますので、こういうところに着目してくださいというような冒頭陳述をしたのではないかと思います。一方、弁護人の方は、反対の立場から、こういうところによく気をつけてこれからの証拠調べを聞いてく

ださいという御説明だったのではないかと思います。

そういった観点から見て、冒頭陳述の内容が、これからどうやって証拠調べに臨むのかという前倒しの情報提供として、分かりやすかったでしょうか。

【5番】

冒頭陳述が始まる前に、裁判官の方から、これからこういうのが始まるというのを聞いていましたし、真摯に話を聞いていたので、分かりにくいということはなかったです。冒頭陳述が終わった後も、裁判官の方々から、詳しく補足がありましたので、分かりにくいとか、そういうことはなかったかと思えます。

【司会者】

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

私も5番の方と同じ事件を担当して、本当にすごく丁寧に説明をしていただいたので、内容自体はすごく理解できました。ただ、覚せい剤の密輸事件だったので、海外の方の名前が多数出てきましたが、検察官が本名で説明するのに対し、弁護人はニックネームで説明することもあったので、ちょっと内容が混乱してしまいました。薬物についても、複数の呼び方をして、犯人同士で使っている言葉もあったりするので、それぞれ呼び方が統一できれば、混乱もなく、スムーズに理解することができたかなと思えました。

【司会者】

ありがとうございました。

この冒頭陳述というのは、当事者の立場から大事な最初の入口じゃないかと思いますが、検察官の方では、何かこういうところを意識しておられる点があれば頂きたいと思えますし、また裁判員の方にお聞きになりたいことがあれば聞いていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【古井検察官】

私どもとしても、最初に冒頭陳述をしますのは、検察官として立証しようとする

骨格を示したわけでした、そこで大体事件の概要とか、こんなことを立証するんだということが分かってもらえればいいです。

ただ、皆さん緊張されたということで、その場で理解していたとしても、頭に残らなかったかもしれないのですが、その後も検察官が証人尋問をしたりとか、証拠を説明する中で、これは冒頭陳述のあのことを言おうとしているんだとか、その辺について理解できていたのか、後からそれについて分かっていたのであれば、それはそれで検察官として意味があったかなと思っているのですが、そこを簡単にちょっと聞かせていただければと思います。

【司会者】

今のお尋ねの点は、要するに、冒頭陳述と証拠調べのつながりが理解できたか、そういうようなことでしょうか。

証拠調べをする前情報として、これから出てくる証人、あるいは証拠の意味はこんな意味なんですと、そういう説明を検察官はするわけですが、それは後になってみて役に立ったのかどうかということかと思いますが、どうでしょうか。

最初なので、あまり緊張しているときって頭に入っていないということ、最終的にまた論告弁論という形で意見をまとめられますから、最初はそんなものかというぐらいで聞かれているのかなというイメージでも言っているんですが、どうでしょうか。

【3番】

冒頭陳述と証拠調べについて、そこまですごく結びついてたという印象はありませんが、後になってみて考えてみると、結びついてたかなという感じでした。

【司会者】

ありがとうございました。検察官としては、そこをうまく説明していく工夫がさらに必要なのかなということでしょうか。

【古井検察官】

そうですね、冒頭陳述後の証拠調べが圧倒的に長いので、例えば、証人尋問を聞

きながら、あれは冒頭陳述のこのことを言おうとしているんだとか分かっていただければ、より証人尋問が分かりやすいと思っていただけますし、そこが十分伝わっていないのであれば、またちょっと今後工夫を重ねていきたいと思います。

【司会者】

この冒頭陳述について、弁護人の立場ではいかがでしょうか。

【立花弁護士】

弁護人としましても、やはり裁判の一番入口の部分ですので、なるべく分かりやすく、すっと入るように文章の内容ですとか構成を考えています。特に弁護人の場合は、大きく分けて冒頭陳述のパターンが2パターンあると思います。事件の見方、全体像が検察官と異なる場合には、やはり弁護人の側、被告人の側から見たときどういう事件なのかというストーリーを提示するというのが1パターンありますし、特に事実関係に争いがなかったりする事件など、検察官の主張する全体像と特に変わらないというときには、情状とか、そういった重要な着目していただきたいポイントを提示して、それとその後証拠調べとの関係を分かりやすくするという大きく分けて2パターンあるのかなと思います。

過去に担当した事件では、冒頭陳述のときに補助資料としてメモ書きのようなものを事前にお配りして冒頭陳述したこともありました。複数の方が事件の中に出てこられる事件の場合にも、言葉だけで聞いていると、とても混乱してしまうと思いますので、冒頭陳述の段階で何か御説明があったのかとか、もしくは人物関係等の具体的な資料があって分かりやすかったとか、そういったことがもし何かあればお聞きしたいと思います。

【司会者】

いかがでしょうか。6番の方のお話ですと、そういうものがちょっとなかったのやや分かりにくかったという、そういうお話でしたですかね。

【6番】

そうですね。実際に資料として人物関係図というのも最初に配られたことは配ら

れましたが、その図にない呼び方が出てきたりとかするので、そうなってくると、どの人の名前なんだとか、細かいことが分からなくなりました。ただ、やっぱりそういう図があったり、時系列で登場人物の説明があるのは、分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

【2番】

私も事前に資料を頂きました。事件そのものが重い裁判ですと、私たちも構えてしまいますので、書面で頂けるのはとても分かりやすく、重要だと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

この書面というのは非常にいいツールだと思うのですが、他方で、情報が多過ぎると、かえってそこにこだわってしまって、その後の大事な証拠調べを聞いていただくというところにちょっと意識が少なくなってしまうのではないかなという心配もあるんですけども、そのあたりはいかがだったでしょうか。この冒頭陳述の情報がちょっと多いんじゃないかとか、足りないんじゃないかとか、そういった何か御感想があればお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

【6番】

事前に、被告人がやりとりをしていたメールの内容が一部始終載っている資料を頂きましたが、省ける内容もあるのかなというのが気になったので、できればそういうやりとりも簡潔にまとめられるところがあれば、紙が減って、またちょっと分かりやすくなるのかなというのは思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

要するに、情報がやや余分なものも入っていたんではないかなという、そんな印象でしょうか。ありがとうございます。

若干、一般論になりますが、裁判所はどんなふうにこの辺を見えていますかね。

【伊藤裁判官】

今日、経験者の方のお話を伺って、冒頭陳述が審理の最初の方に行われる手続で、裁判員の方が立ち会って、すぐに行われるものですから、やはり緊張されているんだなというのを改めて認識いたしました。

そのときかなり多様な情報を冒頭陳述で示されますと、逆にポイントが分かりづらくなってしまいうということはあるんだらうなと思いました。あと、冒頭陳述は証拠ではないんですけれども、今後行われる証拠との区別がしづらくなっていくところもあるんじゃないかなという感想を抱きました。

やはり冒頭陳述は、ポイントが分かる、簡潔なものがよいのではないかと改めて感じたところです。

逆に、裁判所としても、冒頭陳述が行われた後にポイントはここですよというような確認を裁判官が裁判員の方たちと一緒に言うのがいいんだらうなと思いました。

【司会者】

それでは、次に別紙第2の2（1）②記載のテーマに移りたいと思います。証拠の説明はどのような点が印象に残っていますかという質問なんですが、いかがだったでしょうか。証人尋問の中身ではなくて、それ以外のいわゆる書証であるとか、証拠物であるとか、そういったものの取調べの仕方について何かお気づきの点があればという質問ですが、2番の方、何かありますか。

【2番】

私の事件では、被害者が刺された部分の血液がモニターで映されましたが、白黒で見せていただいたので、そこはとてもありがたかったかなと思います。

【司会者】

逆にカラーだとちょっと心理的な負担が大きかったのではないかなという、そういう御不安ということでしょうか。

【2番】

はい，そうです。

【司会者】

ありがとうございました。3番の方，証拠調べについて何かありますでしょうか。

【3番】

私の担当した事件も被害者の方の傷ですとか，ちょっと生々しいものが出てくるのかなと覚悟はしていましたが，そこまでなくて，ちょっとほっとしたというのが正直なところでした。

あとは，証拠として手紙とかが出てきて，とてもよく分かりやすかった印象です。

【司会者】

ありがとうございます。今ちょっとお話に出てきた手紙が，結構大事な証拠だった事件であったのではないかと思います。その手紙の中身と関係者の供述，あるいは被告人の供述，それを時系列に並べて，信用できるとか信用できないとか，どこでこういう手紙がもらえたとか，どこでこういう供述がされたのかとか，そういう，時系列を意識した取り調べというのはされたのでしょうか。

【3番】

裁判官の方が，時系列について，ホワイトボードで，分かりやすく整理して，ここはこうだねという感じで振り返りながら，一つ一つ確認しながら進めていただいたので，分かりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

4番の方の事件は，被告人が運転していた車の速度が問題だったと思うのですが，技術的な話が多くて，証拠の説明として分かりにくいところはなかったでしょうか。

【4番】

被告人が交差点に進入した状況は，交差点で信号待ちをしていた他の車にドライブレコーダーがついていたので，その事故映像が全部映っていました。また，科学警察研究所が犯行現場で再現実験を行っていて，その実験を基に，専門家の方がド

ライブレコーダーの映像と再現実験での映像を重ねながら、事故状況や測定速度の説明を機械を使って科学的に説明してもらえたので、とても分かりやすかったです。

その事件はその画像が中心だったので、裁判員と裁判官みんなで何度も見ましたし、非常に分かりやすい証拠だったという印象がありました。

【司会者】

やはりビジュアル的にそういう画像が残っていたのが、非常に分かりやすかったということですかね。

最後にちょっとおっしゃられたのは、それは評議室でもう一度証拠の中身を確認したということでしょうか。

【4番】

そうですね。運転行為の悪質さという点を協議するときに、もう一度見たいと申し上げましたら、裁判所の方で用意してくださったので、それを見てから評議をしました。

【司会者】

ありがとうございました。

5番の方の事件ではいかがだったでしょうか。証人尋問以外の供述調書の朗読であるとか、それ以外の証拠物の取調べについて、何か印象に残っておられることがありますでしょうか。

【5番】

覚せい剤取締法違反の事件だったので、覚せい剤を入れていた靴とか、あとスーツケースとか、そういう写真を見せていただいたような気がしますが、やっぱりモニターで見ることができると、もっと分かりやすくなるなと思いましたね。

【司会者】

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

被告人が覚せい剤の密輸をさせた子分みたいな人が、靴の中に薬物を入れて、空

港でそれが見つかったときの写真をモニターで拝見したんですけど、実際にその写真を見ると、その人が履くにはちょっと大きい靴だったというのが分かりましたので、その本人たちが、自分たちが運んでいるものが薬物かどうかということを確認していたとか、そういうところまでしっかり考えることができました。

【司会者】

ありがとうございました。

5番の方、6番の方の事件では、証人が出廷して、証言されたと思います。大事な証人については証人尋問が必須かと思うのですが、そこまで大事でない証人の場合には、証人尋問を行わないで供述調書を朗読してもらおうということもあるかと思っています。

2番の方の事件では、供述調書の朗読というのはありましたでしょうか。

【2番】

あまり記憶になくて申し訳ないです。

【園裁判官】

2番の方と同じ事件を担当して、今の点について重ねてお聞きしたいところがあるんですけども、裁判で出された書証の中には、現場の写真等の証拠もある程度の分量があって、さらに被害者の中には証人として来た人もいれば、調書だけ読まれるという人もいたと思います。そうすると、恐らく画像になっているところについては、視覚で分かりやすいところがありましたけれども、検察官が読んでいるだけの時間というのも結構あったので、ずっと聞くだけで、頭が疲れるとか、何かそういうふうに思ったことはありますでしょうか。

【2番】

疲れるとは思いませんでした。

冤罪を防ぐために、時間をかけて証拠を示して随分細かくやっているんだなというふうに思いました。

【司会者】

3 番の方の事件では、供述調書を朗読するということはありましたでしょうか。

【3 番】

そうですね、手紙とか画像なんかで見たもの以外は、耳で聞いたものというのは、そこまで記憶にないです。

【司会者】

証人が出てきて自分の言葉で語るのと、検察官が調書を朗読するというのは、少し受ける印象が違うということになりますか。

【3 番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございます。

4 番の方の事件では調書の朗読というのはありましたか。

【4 番】

事実関係は認めていたので、弁護人の方も情状酌量ということで、勤め先の上司の方とかが証人として来られて発言されました。被害者側については、何の罪もない人が亡くなって、殺されたのも一緒だと検察側が読み上げたのを聞いて、ちょっと泣きそうになりました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、別紙第2の2（1）③記載のテーマに入りますが、この点、何かありますか。

2 番の方の事件では、医者から話を聞かれたかと思われませんが、かなり専門的な難しいお話が続いたのではないかと思いますし、当事者とは違う立場の方からの意見を聞かなければいけないというのはかなり御負担だったのではないかと思います。このあたり、何かこういう工夫があって分かりやすかったとか、やはり分かりにくかったとか、何かあればお聞かせいただければと思います。

【2番】

私たち普通の一般人としては、第三者からの意見の方が感覚的に聞きやすく、とても具体的で分かりやすかったです。

【司会者】

医者が二人いらっしまったと思いますが、話している内容がそれぞれ違って混乱したとか、そういうことはなかったですか。

【2番】

一方は精神疾患があるという話で、もう一方は精神疾患がないという話でしたが、きちんと順序立てて説明してくださったので、理論的で分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方の事件ではどうでしょうか。被告人質問、あるいは証人尋問のやり方について何か印象に残られている点はございますか。

【3番】

証人の一人の方はちらちら刺青が見えたりして、そういうのを初めて見たので印象が強かったのと、証人の他の一人は、弁護人の方とのやり取りが結構激しかったのを覚えていますね。

【司会者】

同じ場面をいろいろな角度から見ている何人かが証言するという、そういうお話だったかと思いますが、その中身が分かりにくいとかはなかったですか。

【3番】

それはなかったですね。ただ、真実を追求するために、文章で見るのとはまた別に、実際に目の前でのやり取りで、誰が本当のことを言っているのかなというのを見極めるのはとても難しかったですね。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方の事件では、鑑定人の方が説明して下さったとのことですが、その説明はかなり専門的な中身のお話だったかと思います。これについては分かりやすく説明していただけたという印象でしょうか。

【4番】

ええ、分かりやすく説明していただきました。専門家の方の説明の後に、一旦裁判官と裁判員が合議室に戻って、さらに追加の質問がないか等協議して、何かあればそこで質問するということをしていました。私が、専門家の方に事件の争点となっていた車の速度について誤差が生じないのかという質問をさせていただきましたが、誤差が含まれていたとしても正しい数値が出るような統計手法をとっていると非常に明確に説明をして下さったので、納得できました。

【司会者】

その専門用語などを分かりやすく説明してくれるとか、そういう工夫はあったのでしょうか。

【4番】

距離を時間で割ると速度になりますというのを、何度も説明しながらやって下さっていたので、それは分かりやすかったですね。

それと、証人尋問は弁護人が会社の上司を呼んで情状酌量を求める証言ばかりで、検察官もテレビドラマのようにそこをひっくり返すようなことは質問も特に出ませんでした。職場で仕事の成果の発表会をやったり、プレゼンをやったりとかありますが、裁判も検察官側と弁護人側の、いわゆるプレゼンになるので、ほとんど争うようなところがないような情状酌量の量刑を求める事件では、内容よりはプレゼン力が重要だという印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方はいかがだったでしょうか。

【5番】

被告人にしても証人にしても、みんな外国人だったので、間に通訳の方が入っていました。検察官が話していることや弁護人が話していることを、全部通訳を通して被告人や証人の方に聞くのですが、証人も被告人も話がうまく聞き取れず、何回も聞き直したりということがあったので、被告人や証人は、検察官や弁護人が話していることを全部分かっていたかなというのは、感じました。

【司会者】

通訳事件というのは非常に難しいところがあって、まさにそういうところが一つのテーマにはなるんですね。

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

やはり5番の方と同じで、言葉の問題でちょっとニュアンスが違ったんじゃないとか、やっぱりスムーズにいかないときがあって、検察官や弁護人の方の言っていることが通じているのかなと思うこともありましたし、反訳もこれで合っているのかなというときもあったので、言葉は難しいなというのは率直に思いました。

【司会者】

適切な通訳をこういった事件で選任するのは裁判所としても非常に重要なテーマですかね。

【伊藤裁判官】

通訳人の方が正確に通訳していただくという前提で刑事事件が適切に進められるということになりますから、裁判所としても、適切な能力のある通訳人の方をお願いするとか、いろいろなことを考えて進めてはおります。

【司会者】

では、この証人尋問、被告人質問について何か検察官、弁護人の方からお聞きになりたいことがありますか。

【古井検察官】

皆様の全部の裁判かどうかは分かりませんが、検察庁で質問するときに、左側に

質問事項、右側にメモできるペーパーをお配りすることもあるのですが、そういうことがあったかどうか。あった場合に、それが実際に尋問を聞いて理解していく上で役に立ったかどうか、少しお聞かせ願いますか。

【司会者】

今、検察官が言われたのは、こういう点についてという箇条書きをしたものと、下に空欄を少しあけて、そこに書き込んでもらえるような、そういうメモ用紙が証人尋問や被告人質問のときに用意されていたという方はいらっしゃいますか。

【2番】

用意してありました。

【司会者】

それは役に立ちましたか。

【2番】

はい。とても役に立ちました。

【司会者】

4番の方はどうですか。

【4番】

ちょっと記憶にないですね。

【司会者】

そうですか。

【3番】

メモは用意されていたと思います。とても役に立ちました。

【古井検察官】

今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

【司会者】

弁護人はいかがでしょう。

【野原弁護士】

今回参加された皆様が担当した多くの事件で、速度の鑑定をされた方や医者の方等の専門的な方が出てきたと思います。弁護人の立場から、その人たちがあまり信用できないのではないかというような、そういう質問を投げかける反対尋問の場面があったと思うのですが、そういった場面で、その質問の内容とか意図というのが、裁判員の方々に伝わっていたのだろうかというところを伺えますでしょうか。そういうのが分かりにくいという意見をよく頂いているので、よろしくお願いします。

【司会者】

4番の方、いかがですか。

【4番】

内容を理解するのに一生懸命だったんですけれども、弁護人側からは専門家に対して、あなたは何件ぐらいこれをやったことがありますかとか、何年やっていますかという質問が出ました。専門家の方は、警察官でしたが、結構、緊張しているなという印象を受けましたが、実際に経験があるし、説明も理論的にきちんとしていたので、弁護人側が、この証人は信用できないということを証明するための質問だったら逆効果だったのかなみたいな感じはしました。

【司会者】

2番の方、いかがですか。

【2番】

4番の方と同じように、その証人に対してどの程度の回数やっているかとか、あとはこういう事件を取り扱ったことがあるかとか、医師の経験はどれぐらいで、どのような形でやっているのか等、かなり突っ込んだ質問がされていたので、証言の信憑性について考えさせられました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、このテーマはこれぐらいにしまして、別紙第2の2（1）④記載の点ですが、この点はいかがでしょう。

【2番】

私の裁判は、本当に重い罪だったので、検察側が求刑で無期懲役と言ったときには、私自身の意見としては、被害者の方の御家族とかを本当に間近で見て、御家族の方も苦労していたことを思い出すと、何でという感じがしたのが率直な意見です。

【司会者】

ありがとうございました。

論告弁論は証拠調べの内容をまとめる、最後のプレゼンテーションになるかと思っています。争いがある事件については、争いがある点についての検察官の見立てを証拠調べを踏まえて、こういった証拠からはこういうふう考えるべきですという意見が述べられるでしょうし、弁護人からはまた反対の立場からこう見るべきだという意見が述べられて、その後の評議では、その論告弁論で渡されたメモを手元に置きながら協議が進んだのではないかと思うんですね。そういう意味で、論告弁論というのが皆さんの意見を作っていただく上でどのように役立ちましたでしょうかという御質問なんですけれども、3番の方いかがでしょうか。

【3番】

弁護人の方のお話も、検察官の方のお話も、とても役に立っていたので、頭を悩ませました。

【司会者】

どちらもそれぞれなるほどというものがあってということですかね。

逆に、そういうものが一切なかったとすると、仮定の質問になってしまいますけれども、自由に考えられたという考え方もあるいはできるかもしれませんね。

【3番】

そうですね。でも、私個人としては、証拠として挙がっていた手紙というのは大きかったかなと思いました。

【司会者】

証拠を引用しながら、こういうふう考えるべきですよという当事者の論告や弁

論というのは、意見をまとめる上ではやはり役に立ったという印象でしょうか。

【3番】

はい、役に立ちましたね。逆に、証拠として挙がっているものでしか私たちは判断できないので、その他に証拠があったのであれば、もっと出してほしかったというのがあります。

【司会者】

4番の方はいかがでしょうか。

【4番】

検察官側で配った紙と弁護人側で配った紙を見比べると、検察官側の方が要点がよくまとまっていてしっかり書いてありましたが、弁護人側の方は執行猶予がつくほうが妥当でしょうという納得性のあるプレゼン資料ではなかったような記憶があります。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

私の事件でも、検察官と弁護人から紙を配られたような気がします。今まで裁判を見たりとかしていなかったのですが、覚せい剤に関する犯罪がどのくらい罪が重いのかというのもあまり分らなかったのですが、検察官側から論告求刑を聞いたときに、ああこのくらいなのかなみたいなのを感じました。その後に弁護人の方からお話があって、その後、評議に入ったときに、論告や弁論のところで分からないこととかは裁判官の方から補足があったりしたので、評議をするときはすごく分かりやすく進められたと思います。初めてだったので、量刑というものにあまりぴんと来なくて、この事件だとこのくらいなんだとか、殺人だとこのくらいなんだというのがあまり分らなかったです。やっぱり一般市民からしたら、悪いことをしたら、重い罪なんだろうなというのがあるのですが、覚せい剤だと、今、海外から蔓延して大

変なことになっているので、このぐらいなのかなというちょっと印象はありました。

検察官だけの話を聞くと、もうそれでそうなんだなというふうに思ってしまうので、いろいろな方の意見や見方というのが必要なのかなというのは思いました。

【司会者】

やはり皆さんに評議していただく上でもいろいろな角度からの材料を提供していただくのが、非常に意味があるということでしょうか。

【5番】

そうですね、はい。

【司会者】

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

検察官の方から頂いた書類は、割と時系列で、たくさんの情報が入っていた資料という印象があって、弁護人の方からは、言葉だけがぱっと書いてある書面を頂いたという印象がありました。実際に、弁論されているときも、弁護人の方は文章をひたすら読むというイメージが強かったので、審議を重ねていても、同じものをひたすら読んでいるというような印象が強くて新しい情報が入ってきていると思えなかったというのが正直な感想でした。

【司会者】

それは、弁論の仕方が文字を読んでいるだけという印象だったということですか。

【6番】

裁判官の方からも、弁護人の方に、もうちょっと簡潔に述べてくださいと何度か言われているときがあって、そういうときに、私自身もちょっと混乱してしまっていたので、ただ文章を読むだけではなくて、簡潔に述べていただくとより分かりやすかったかなという印象がありました。

【司会者】

ありがとうございました。

論告弁論につきまして、何か検察官や弁護人からお聞きになりたいことはありますか。

【野原弁護士】

先ほど各裁判の中で、検察官と弁護人双方から配られたペーパーを審議中に見返したりというようなところというのはどれぐらいあるのかなというのは関心事としてあります。

【司会者】

例えば、冒頭陳述メモとかですかね。それは評議中のお話ですか。

【野原弁護士】

そうですね。論告弁論が終わった後は、もう一度現場を見られないと思うので、配布したペーパーを参考にして、その評議で見返してというような機会があるのかなというのは気になるところです。

【司会者】

それでは、評議の中で検察官側の論告メモや弁護人側の弁論メモをどれぐらい扱ってもらえたか、そういう点に限って伺いましょうか。

【2番】

そのペーパーはかなり役立ちました。何度も何度も見返しましたし、メモ書きも相当しました。

【司会者】

3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私も何度も読み返して、役に立ったと思います。

【司会者】

4番の方、いかがですか。

【4番】

検察官側や弁護人側から法令データベースを見せていただいて、似たようなケー

スを検索して、量刑について意見を述べていますが、担当した事件は、初めてのケースだったので、そういう意味で、重めとか軽めとかを考えるのに苦労しました。

検察側が被害者の御家族の心情を読み上げたりするのを聞いていると、重めの刑が妥当みたいな感じはするのですが、データベースを見ると、相当ひどいことをしないと刑が重くならないという印象でした。

裁判員の結論が重すぎると、被告人が控訴して、高裁で裁判官が審理をすると軽い刑になるのは、私個人としては、それはそれでいいと思うのですが、みんなで相談して決めたことが、裁判の常識というかプロの裁判官から見ておかしいのかどうかというのは知りたいなというのはあるので、控訴されたとか上告されたかどうかというのは教えてもらえるのですか。

【司会者】

それは裁判所に問い合わせただけであれば分かります。

5番の方、いかがだったでしょうか。

【5番】

私もそのペーパーがあつてとても参考になりましたし、皆さんといろいろ話をしながら書き込んだりもしました。

【司会者】

ありがとうございます。

6番の方はいかがでしたか。

【6番】

私も皆さんと同じで、頂いたペーパーをもとに、皆さんと話し合えたので、すごく役に立ちました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、このテーマはこれぐらいにしまして、別紙第2の2（2）記載のテーマに移りたいと思いますが、もっとこうしてほしかったという要望はありますか。

何か評議について裁判官の説明で御意見があればお聞かせいただきたいと思います
ですが、2番の方、いかがでしょうか。

【2番】

私も初めての経験で、とても緊張している中、裁判官がとても親切にしてください
ました。自分の意見を言いたくても、なかなか言えないこともありますので、雰
囲気づくりというのはとても重要だと思います。ありがとうございました。

【司会者】

3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私も同じ意見です。裁判官の方がざっくばらんというか、気さくな雰囲気で、と
ても率直な意見を言える雰囲気をつくってくださったので、それがすごく有り難か
ったです。素人なので、素朴な質問を全部裁判官の方に聞くのですが、それに対し
て、すごく分かりやすい言葉で説明してくださったので、勉強になりました。

【司会者】

ありがとうございました。

4番の方、いかがでしょうか。

【4番】

自分の意見を言いやすい雰囲気を作ってくくださったのは大変よかったですと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

私も裁判員に決まって、小部屋に連れていかれたときに、これからどうなってし
まうんだろうとか、すごい不安があったし、どうしてもテレビで見ている検察官、
弁護人の方、裁判官の方をイメージしていたので、ものすごく緊張していました。

でも、実際には、とてもよい雰囲気を裁判官の方々が作ってくださって、話をし

やすいようにもしてくれましたし、分からないところを、丁寧に説明してくださいました。裁判のときにも、途中で休憩があったりして、部屋に戻ったときも、今はこういうことだよねというような確認を必ずしてくださったので、すごく有り難かったです。

担当した事件は、メールとか電話のやりとりがすごく多かったので、書類が大量にありました。それを評議のときに、一つずつ、じゃあここからこうなったんだよねとか、この次はこうなったんだよねというのを順番にみんなと一緒にやってくださったので、すごく分かりやすく評議が進められたなと思いました。

実際にその量刑を決めるときにも、頂いた量刑グラフがとても参考にもなりまして、裁判官の方々が、詳しく説明して、私たちが疑問に思っていることにも分かりやすく答えてくれたので、本当に感謝しております。

【司会者】

6番の方、いかがでしょうか。

【6番】

口頭だけではなくて、ホワイトボードに図や時系列を書いて説明してくださったのは、すごく分かりやすかったなということと、審理を進めていく中で、一般人でも分かるようにその都度砕いて説明してくださったので、本当に分かりやすかったというのが印象的でした。

【司会者】

本当に皆さんから、よかったと、分かりやすかったと言っていて本当にうれしいのですが、それでは向上しないので、あえてやっぱりここをこうすればもっとよくなるんじゃないですかという、御意見を頂けると更にうれしいのですが、いかがでしょうか。

【園裁判官】

質問させていただきたいんですけども、私が評議において、法律用語とかを説明するというのもしばしばあるのですが、いつも事前に裁判官同士で悩むのが、

最初の時点でどれぐらいの説明をするかというところです。裁判員の方々にお聞きしたいのは、最初からこの説明もしてくれればよかったのと思うことがあったかという点と、最初からこんなにたくさん説明されて頭が整理し切れなくて大変だったというようなことを思ったことがあったかというこの2点について、もし思い当たるところがありましたら、教えていただければと思います。

【2番】

本当によくしていただいて100点満点という感じですが、あえて何か思いめぐらせてというか、おこがましい気持ちで言わせていただければ、本当に分からないだらけで来ているので、争点というものをもう一度整理して、ここを争っているんだということをはっきり言っていただきたかったと思いました。

あとは、評議のときも、過去の量刑グラフを見据えた協議の進め方になってしまって、過去はこれぐらいでというふうに見せられたときは、ちょっと何か、最初に見てしまうと言いつらいというようなこともあるので、今このタイミングで見せるのかなという感じがしました。

【司会者】

これは本当に非常に難しいテーマなんですね。でも本当にそういう御意見というのは貴重で、我々も常に考えていかなきゃいけないテーマですので、このような御意見をいただければ本当にうれしいです。我々も常にこれでいいと思っているわけではありませんので、内部でいろいろな議論を常に重ねながら向上していかなければいけないなと考えてやっているところではあります。

それでは最後に、裁判員としての負担感にも触れていただきながら、これから裁判員となられる方へお伝えしたいことをお聞かせください。

【2番】

裁判員としての負担感というのは、やはり私も仕事をしておりますので、犠牲にしてきたこともありましたけれども、それ以上に得たものも大きかったので、皆さんにもやっていただきたいと思いますし、やらなければいけないんじゃないかなと

思います。

やはり一人一人が日ごろ社会生活で思ってきたこととか、感じていることを声に出して、少しずつ何か世の中に変化が起こっていかねばならないときに来ているのではないかなという感想です。是非皆さんに参加してもらって、意見を声に出してきていただきたいなと思いました。

【3番】

呼び出しが来たときに、DVDがあったと思いますが、それを見たときに、経験された方がやってよかったというのを見て、じゃあ私もやってみようかなという気持ちになりました。皆さんやってよかったとこの場にいらっしゃる方含めておっしゃっているのです、こういう声をもうちょっと世の中に伝えていけたらなというふうに思います。

裁判員裁判は心理的な負担であったりとか、守秘義務ってなんかすごく大変そうというのが世間のイメージとしてあると思うんですけども、得たものがすごく多いですし、こういう声をもうちょっと何らかの形で、例えばですけど、CMの公共広告機構とかで、なかなか顔とか出すというのは難しいと思いますけれども、裁判員を経験された方のこんな声がありますよみたいなことで、より身近に裁判というものを感じてもらって、参加して行ってほしいなと思います。

【4番】

私が担当したのは交通事故だったものですから、非常に身近に感じまして、裁判員をやらせていただいてよかったなと思っていますし、もしお手紙が来た人は是非ともやっていただければと思います。ただ、物理的、時間的制約というのがあるので、私の場合は多分短い方で、前もって分かっていたんで何とか仕事を調整できましたけれども、大きな事件で、争っているような事案だと、もう10日とか2週間とかかかったりするとなかなか負担も大きいのかなという感じはします。

心理的なものとしては、量刑をみんなで決めるときに、結局は年数で決めてしまうんですね。重い罪を犯した人には懲らしめのために長く自由を束縛しようという

のが刑だと思うのですが、犯罪の発生率は下がっているものの、再犯は多いみたいなのが報道されたのを見かけました。刑務所に入って、また犯罪を起こすということは、刑務所に入っていた時間で更生できていないということで、これは裁判所じゃなくて法務省の話だと思うのですが、特に私の場合は担当事件の被告人が未成年ということもあって、もっと再犯を起こさないような教育をしてもらえるようにというのは、実際に裁判員を経験した人の意見で出たということは報道してほしいと思います。

【5番】

私は、職場や家族の理解がありましたし、日数もそんなにかからなかったので、できたのかなと思います。

新聞で、今、裁判員の辞退者が多いという記事が出ていて、それが年々増えていると出ていたんですね。やはり私の友人とかの話とかを聞きますと、裁判員はやっぱりできないって言ってました。凶悪犯罪の担当になったら、もう精神的にもたないから無理って言っている人が多いです。裁判員をやってみて、自分の事件はそういう事件ではなかったけれども、重い罪だからこそ、一般の人たちの意見が知りたいということで、裁判員制度というのがあるのではないかなと思います。制度開始当初はちょっとニュースにも出ていたし、話にも出ていたけど、今はほとんどないので、もう少しCMとかで裁判員制度を知ってもらって、もっとオープンに前面に出していったほうが良いと思うんですよね。そうすると裁判員制度というのがすごく身近に感じられるようになると思います。だから、報道とかCMとかの協力は必要かなと思うんです。

【6番】

裁判員としての負担感という面から考えたときに、私は職場の上司に裁判員になりましたということと、ある程度の休みをいただきたいという申請をすることも、最初はちょっと抵抗があったり、休むことに対してあまりよく思わないという上司がいたりしたことも事実だったので、その面では、もうちょっと裁判員制度が社会

に浸透していけば、ちゃんとした理由で休むという認識が生まれるので、もうちょっとやりやすいかなと思います。社会問題とか重大事件に関して、専門家の方と一緒に一般人の感覚とか考えを反映できる制度だということをもうちょっと広められると、より社会に理解してもらえるかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、今日の意見交換会はこれで終了ということにさせていただきたいと思います。貴重なお時間を頂き、また貴重な御意見をたくさん頂きまして、本当にありがとうございました。重ねてになりますが、皆さんの御意見を頂きながら、着実にこの制度を根づかせ、そして広めていかなければいけないということを考えておりますので、また何かございましたら、御協力をいただければというふうに思います。

今日は本当にありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせください。
- 2 今回の意見交換会では、「審理及び評議の分かりやすさ」について、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
 - (1) 検察官や弁護人の活動は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
 - ① 冒頭陳述（審理の最初に検察官と弁護人が行った説明）で、事案の内容や争点、証拠調べのポイントがよく理解できましたか。分かりにくかったところはどこですか。
 - ② 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）は、どのような点が印象に残っていますか。
 - ③ 証人、被告人に対する質問は的確に行われていましたか。質問事項書等の配付された書面は、供述内容の理解に役立ちましたか。分かりにくかったところはどこですか。
 - ④ 論告・求刑、弁論（審理の最後に検察官と弁護人が述べた意見）は、評議で意見を述べる際に、どのように役立ちましたか。
 - (2) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
 - ① 裁判手続や法律用語、争点や量刑の決め方等に関する説明内容は分かりやすかったですか。それらの説明の時期は適切でしたか。それらの説明が、証拠の内容を理解したり、評議で意見を述べたりする際にどのように役立ちましたか。
 - ② 評議の進め方について、印象に残っているのはどのような点ですか。
- 3 裁判員としての負担感（仕事や家事との調整等も含めて）にも触れながら、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。